

北薩地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会

日 時 平成29年5月31日(水)

13:00～13:40

場 所 北薩地域振興局 本庁舎

4階第一会議室

議 事 次 第

- (1) 開 会
- (2) 挨 捶 (北薩地域振興局建設部長)
- (3) 協議会の趣旨について
- (4) 協議会規約（案）について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) 気象台からの情報提供
- (7) その他

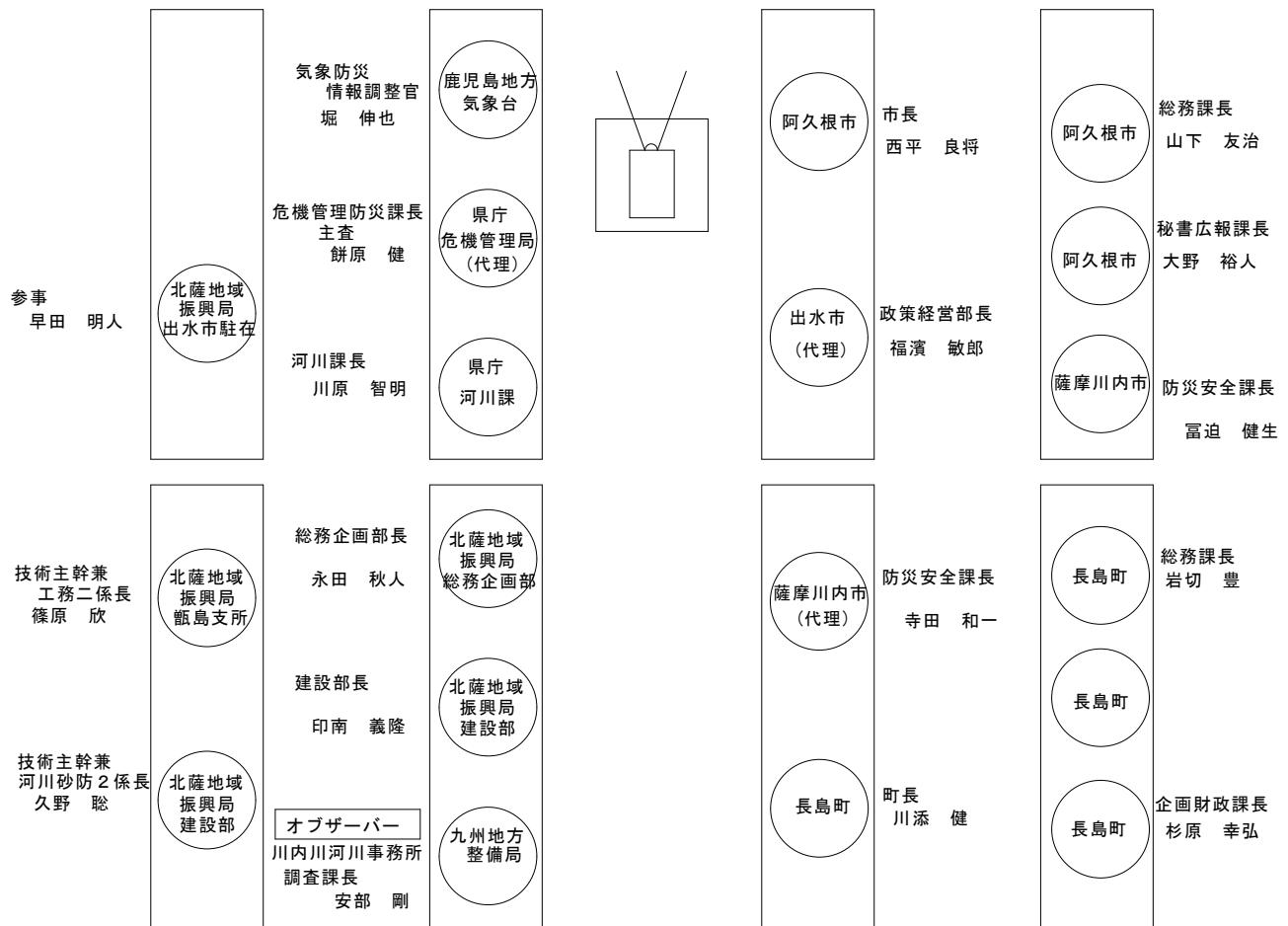
北薩地域の県管理河川における 水防災意識社会再構築協議会 出席表

(日時) 平成29年5月31日(水) 13:00~13:40

(場所) 北薩地域振興局 本庁舎 4階第1会議室

| 機関名 | 所属 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|--------------------|----------|-------------------|-------|----------|
| 阿久根市 | | 市長 | 西平 良将 | |
| 長島町 | | 町長 | 川添 健 | |
| 出水市 | 政策経営部 | 部長 | 福濱 敏郎 | (市長代理) |
| 薩摩川内市 | 防災安全課 | 課長 | 寺田 和一 | (市長代理) |
| 国(気象庁) | 鹿児島地方気象台 | 気象防災情報調整官 | 堀 伸也 | (気象台長代理) |
| 県(土木部) | 河川課 | 課長 | 川原 智明 | |
| 県(危機管理局) | 危機管理防災課 | 主査 | 餅原 健 | (課長代理) |
| 県(北薩地域振興局) | 総務企画部 | 部長 | 永田 秋人 | |
| 県(北薩地域振興局) | 建設部 | 部長 | 印南 義隆 | |
| 国土交通省 (九州地方整備局) | 川内川河川事務所 | 調査課長 | 安部 剛 | オブザーバー |
| 随行など | | | | |
| 薩摩川内市 | 防災安全課 | 防災グループ長 | 富迫 健生 | |
| 阿久根市 | 総務課 | 課長 | 山下 友治 | |
| | 秘書広報課 | 課長 | 大野 裕人 | |
| 長島町 | 総務課 | 課長 | 岩切 豊 | |
| | 建設課 | 課長 | 畠中 保 | |
| | 企画財政課 | 課長 | 杉原 幸弘 | |
| 県(土木部) | 河川課 | 技術主幹兼治水係長 | 福永 和久 | |
| | 河川課 | 技術専門員 | 倉山 真一 | |
| 県(北薩地域振興局) | 出水市駐在 | 参事 | 早田 明人 | |
| 県(北薩地域振興局) | 甑島支所 | 技術主幹兼工務第二係長 | 篠原 欣 | |
| 事務局 | | | | |
| 県(北薩地域振興局) | 建設部 | 河川港湾課長 | 下鶴 幸二 | |
| | | 技術主幹兼 河川砂防第一係長 | 四村 正二 | |
| | | 技術主幹兼 河川砂防第二係長 | 久野 聰 | |
| | | 技術主査 | 岡田 直樹 | |
| | | 主幹兼管理係長 | 川越 浩一 | |

北薩地域の県管理河川における 水防災意識社会再構築協議会 座席表



事務局

北薩地域振興局

県庁河川課

建設部
河川港湾課

建設部
河川港湾課

治水係

治水係

技術主幹兼
河川砂防 1 係長
四村 正二

河川港湾課長
下鶴 幸二

技術専門員

倉山 真一

技術主査
岡田 直樹

主幹兼管理係長
川越 浩一

協議会の趣旨

国水河計第 78 号
平成 28 年 10 月 7 日



鹿児島県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知お願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国水河計第 79 号
国水環第 55 号
国水治第 76 号
国水防第 203 号
平成 28 年 10 月 7 日



鹿児島県 土木部 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課



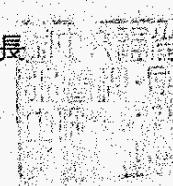
河川環境課 長



治水課



防災課 長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等
管理河川での取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川の取組については、平成 28 年 10 月 7 日付（国水河計第 78 号）において水管理・国土保全局長から通知したところですが、協議会の進め方等については、別紙を参考とされるようお願いします。

なお、本取組を進めるにあたっては、貴都道府県・政令指定都市の関係する部局とも十分連携されるようお願いします。

また、国土交通省としても取組を支援するため、各地方整備局等に相談窓口を設置したので十分相談のうえ取り組まれるようお願いします。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組の進め方について

一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

二 協議会等の進め方

1 協議会の設置

- (1) 都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水浸水想定区域が指定されている洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進する。
- (2) 対象となる河川が多くなることを踏まえ、総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置する。

2 協議会等の構成員

- (1) 関係する都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加する。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加する。また、市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加する。
- (2) 協議会等には、全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画する。

3 協議会等において実施する事項

協議会等では以下の内容について別添の国管理河川の進め方を参考として取り組むこととする。留意点等の詳細については、各協議会等での検討状況等も踏まえ逐次連絡する。

- ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有（洪水浸水想定区域、情報伝達、避難計画等に関する事項等）
- ② 地域の取組方針の作成（概ね5年以内で実施する取組内容）
- ③ フォローアップ

三 協議会等の取組スケジュール

1 協議会等の設置

平成29年度出水期までを目途に協議会等を設置し、現状の水害リスク情報や取組状況の共有を図ることを目標とする。

2 「地域の取組方針」の作成

平成29年度末までを目途に各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項をとりまとめることを目標とする。

四 都道府県等管理河川の取組に関する相談窓口

都道府県等管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局等の地域河川課等に設置するので十分に相談のうえ取組を進める。

＜参考＞

国管理河川における協議会での取組内容

1. 協議会等において実施する事項

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- ・避難勧告等の発令基準
- ・避難場所・避難経路
- ・住民等への情報伝達の体制や方法
- ・避難誘導体制 等

② 水防に関する事項

- ・河川水位等に係る情報提供
- ・河川の巡視区間
- ・水防資機材の整備状況
- ・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 等

③ 汚濁水の排水、施設運用等に関する事項

- ・排水施設、排水資機材の操作・運用
- ・ダムの危機管理型の運用 等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 等

(2) 地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な汚濁水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

(3) フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

2. 地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

(1) 現状の取組状況

共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

(2) 減災のための目標

概ね 5 年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

(3) 取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して概ね 5 年以内に実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定
- ・隣接市町村における避難場所の設定
- ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ・ハザードマップの改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知
- ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・水位計・CCTV の整備
- ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- ・防災ステーションの整備
- ・避難経路の整備 等

2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防資機材の整備
- ・水防訓練の充実 等

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・施設の関係者への情報伝達の充実
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実 等

3) 泛濫水の排水、施設運用等に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
- ・排水施設の整備及び耐水化
- ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化 等

〈参考〉

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目標に重点的に実施。

〈ソフト対策〉

〈ハード対策〉

・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

〈危機管理型ハード対策〉

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を見少しだけ延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

〈被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)〉

天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護
(鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨)

横断図



〈洪水氾濫を未然に防ぐ対策〉

○優先的に整備が必要な区間ににおいて、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

〈住民目線のソフト対策〉

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のるべき行動を分かりやすく示したハサードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進・タイムラインの策定

- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
- ・水位計やライブカメラの設置
- ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生する二点が想定される区域

平成29年2月23日

各振興局総務企画部長
各支庁総務企画部長
各振興局建設部長
北薩地域振興局建設部甑島支所長
各支庁建設部長
関係各支庁事務所長

} 殿

河川課長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取組について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に国土交通省から公表され、これまでに当該ビジョンに基づく国管理河川の取組方針が策定されているところであります。

本県におきましても、平成28年10月7日付け国水河計第78号（別添参考）の通知とともに、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会资本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申されたことを受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を平成29年の出水期までに設置・開催し、平成29年度中に今後5箇年で取り組むべきハード・ソフト対策を明記した取組方針を策定する予定としています。

つきましては、今後の協議会設置にあたり、貴職への参加をお願いしたいと考えておりますので、御協力頂きますようよろしくお願い致します。

また、関係各市町村長（関係各水防管理者扱い）へも通知しておりますので、対応方よろしくお願ひします。

参考までに、現在予定している協議会の開催区域及び組織について、併せて送付致します。

問合せ先

鹿児島県 土木部 河川課

治水係 福永・松園

TEL：099-286-3596（内線3596・3598）

E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp

平成29年2月23日

危機管理防災課長 殿

河川課長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取組について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に国土交通省から公表され、これまでに当該ビジョンに基づく国管理河川の取組方針が策定されているところであります。

本県におきましても、平成28年10月7日付け国水河計第78号（別添参照）の通知とともに、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会会长から国土交通大臣へ答申されたことを受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を平成29年の出水期までに設置・開催し、平成29年度中に今後5箇年で取り組むべきハード・ソフト対策を明記した取組方針を策定する予定としています。

つきましては、今後の協議会設置にあたり、貴職への参加をお願いしたいと考えておりますので、御理解・御協力賜りますようよろしくお願い致します。

参考までに、現在予定している協議会の開催区域及び組織について、併せて送付致します。

問合せ先

鹿児島県 土木部 河川課

治水係 福永・松園

TEL：099-286-3596（内線3596・3598）

E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp

河 第 446 号
平成29年2月23日

関係各市町村長 殿
(関係各水防管理者 殿)

鹿児島県土木部河川課長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取組について

本県水防行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「水防災意識社会 再構築ビジョン」につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に国土交通省から公表され、これまでに当該ビジョンに基づく国管理河川の取組方針が策定されているところであります。

本県におきましても、平成28年10月7日付け国水河計第78号（別添参照）の通知とともに、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申されたことを受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を平成29年の出水期までに設置・開催し、平成29年度中に今後5箇年で取り組むべきハード・ソフト対策を明記した取組方針を策定する予定としています。

つきましては、今後の協議会設置にあたり、貴職への参加をお願いしたいと考えておりますので、御理解・御協力賜りますようよろしくお願い致します。

参考までに、現在予定している協議会の開催区域及び組織について、併せて送付致します。

問合せ先

鹿児島県 土木部 河川課

治水係 福永・松園

TEL : 099-286-3596

E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp

河 第 446 号
平成29年2月23日

気象庁 鹿児島地方気象台長 殿

鹿児島県土木部河川課長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取組について

本県水防行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「水防災意識社会 再構築ビジョン」につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に国土交通省から公表され、これまでに当該ビジョンに基づく国管理河川の取組方針が策定されているところであります。

本県におきましても、平成28年10月7日付け国水河計第78号（別添参照）の通知とともに、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申されたことを受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を平成29年の出水期までに設置・開催し、平成29年度中に今後5箇年で取り組むべきハード・ソフト対策を明記した取組方針を策定する予定としています。

つきましては、今後の協議会設置にあたり、貴職への参加をお願いしたいと考えておりますので、御理解・御協力賜りますようよろしくお願ひ致します。

参考までに、現在予定している協議会の開催区域及び組織について、併せて送付致します。

問合せ先

鹿児島県 土木部 河川課

治水係 福永・松園

TEL : 099-286-3596

E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp

北薩地域の県管理河川における 水防災意識社会再構築協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「北薩地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月の関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したこととともに、平成29年1月に社会資本整備審議会から「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」の答申がなされたことを踏まえ、河川管理者、気象庁、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、北薩地域の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び北薩地域の県管理河川流域の水害に強い地域づくりを実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、北薩地域振興局河川港湾課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年5月31日から施行する。

別表1 北薩地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会

| 組 織 | 役 職 | |
|----------|-------------|---------------------|
| 薩摩川内市 | | 市 長 |
| 出水市 | | 市 長 |
| 阿久根市 | | 市 長 |
| 長島町 | | 町 長 |
| 気 象 庁 | 鹿児島地方気象台長 | |
| 鹿児島県 | 本 庁 | 危機管理防災課長 河 川 課 長 |
| | 北薩地域 振興局 | 総務企画部長 建設部 長 |
| (オブザーバー) | 川内川河川事務所 | |

別表2 北薩地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会 幹事会

| 組 織 | 役 職 | |
|----------|----------------|----------------------------|
| 薩摩川内市 | | 防 灾 安 全 課 長 |
| 出水市 | | 安心安全推進課長 |
| 阿久根市 | | 総 務 課 長 |
| 長島町 | | 総 務 課 長 |
| 気 象 庁 | 鹿児島地方気象台 防災管理官 | |
| 鹿児島県 | 本 庁 | 危機管理防災課 課長補佐 河 川 課 技術補佐 |
| | 北薩地域 振興局 | 総務企画部 総務企画課長 建設部 河川港湾課長 |
| (オブザーバー) | 川内川河川事務所 | |

※ さつま町はすべて一級河川のため、国の協議会のみ参加

今後のスケジュール

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川の取組スケジュール(案)

| H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|-------------------------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| H28.9.26 第1回 都道府県河川 担当課長会議 | H29.6 協議会設置、第1回協議会開催 <ul style="list-style-type: none">● 県管理河川全川を対象とした協議をH29出水期(6月頃)までに設置● 第1回協議会を開催し、現在の状況、ホットライン等の取組について共有・確認 | | H30.3目途 | | |
| | | | | | |
| | 幹事会・協議会の開催、「地域の取組方針」の策定 <ul style="list-style-type: none">● 幹事会・協議会を適宜開催し、H29年度中に協議会ごとに「地域の取組方針」を策定・公表(H29～H33の5カ年計画)● H29年度中に、現段階で取組可能な内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ 例) 堤防整備等のハード対策、情報伝達体制の確立(ホットライン、タイムライン等)、浸水想定や浸水実績の公表、防災教育など● 引き続き、検討を進め、水防災意識構築のための新たな取組、水位周知河川の拡大など、順次「地域の取組方針」を変更して記載 | フォローアップ ・追加、修正 | フォローアップ ・追加、修正 | フォローアップ ・追加、修正 | フォローアップ ・追加、修正 |

※国交省において想定しているスケジュール

★肝属川における現状・課題分析シート

参考資料一

①洪水時の情報発信に関する事項

| 項目 | 国 | 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県 | 鹿屋市 | 肝付町 | 東串良町 | 現状と課題 | |
|--------------------------------|---|--|--|--|--|--|---|--|
| 住民等への情報伝達の体制や方法 | ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報やWEBや報道機関を通じて伝達している。 | ・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。 ・「鹿児島県河川砂防情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量・河川状況映像等の情報を提供を行っている。(肝属川水系では雨量局のみ) ・スマートフォンに対しても、きめ細かな防災情報についてH27年4月から提供開始。 | ・避難情報等について、①携帯会社のエリアメール、②防災行政無線及び戸別受信機(概ねの世帯)、③水防団(消防団)車両、④市HPを通じて情報提供を行っている。 ・また、コミュニティFM(河川協力団体)を活用したスマートフォン用アプリでも情報提供を行っている。 | ・避難情報等について、①携帯会社のエリアメール、②防災行政無線及び戸別受信機(全世帯)、③水防団(消防団)車両、④市HPを通じて情報提供を行っている。 | ・避難情報等について、①携帯会社のエリアメール、②防災行政無線及び戸別受信機(全世帯)、③水防団(消防団)車両を通じて情報提供を行っている。 | ○各市町において、避難情報等を緊急速報メール、防災行政無線、水防団(消防団)車両等で住民に周知している。 ○鹿屋市では、避難情報等をコミュニティFMを活用したスマートフォン用アプリで住民に周知している。 ○大隅河川国道事務所と鹿児島地方気象台が共同で洪水予報等を発表している。 ○大隅河川国道事務所では基準水位観測所等の河川水位、カメラ画像をホームページやテレビのデータ放送で周知している。 | A ●大雨・暴風により防災行政無線が聞こえづらいおそれがある。 ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていないおそれがある。 ●インターネットの整備を行っていない方や携帯電話を持っていない方に避難情報が伝わっていないおそれがある。 ●避難情報等の意味が住民に十分に伝わっていないおそれがある。 | |
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング | ・洪水予報指定河川においては、避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。 ・水位周知河川においては、避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の水位周知を実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、事務所長から各市町に情報伝達(ホットライン)をしている。 | ・河川管理者と合同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、最大雨量等の予測値を記述) | ・河川管理者と気象台が合同で洪水予報を発表しており、自治体・警察・消防等関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。(肝属川水系は該当河川なし) | | | ○大隅河川国道事務所と鹿児島地方気象台は避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を共同で発表している。 ○大隅河川国道事務所は災害発生のおそれがある場合は事務所長から各市町の首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施している。 | B ●水位情報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 | |
| 関係機関職員の防災人員について | ・限られた職員で防災業務に従事する必要がある。 | ・限られた職員で防災業務に従事する必要がある。 | ・限られた職員で防災業務に従事する必要がある。 | ・少ない防災担当職員で、市町村合併に伴う広い地域を管理する必要がある。 ・少ない防災担当職員で土砂災害等の災害対応を実施する必要がある。 | ・少ない防災担当職員で、市町村合併に伴う広い地域を管理する必要がある。 ・少ない防災担当職員で土砂災害等の災害対応を実施する必要がある。 | ・少ない防災担当職員で、広い地域を管理する必要がある。 ・少ない防災担当職員で土砂災害等の災害対応を実施する必要がある。 | ○近年大規模な洪水被害が発生しておらず大規模な水害対応経験が少ない。 ○限られた防災担当職員で、広い行政区画を管理し、土砂災害等の災害対応もあわせて実施している。 | C ●急激な水位上昇に対する迅速・適切な情報発信に十分な対応がとれないおそれがある。 ●大規模な洪水被害に対し、十分対応できないおそれがある。 |
| 避難勧告等の発令 | ・各市町と避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。 | ・河川管理者と合同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、最大雨量等の予測値を記述) | | ・地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記しているが、対象地域は明記していない。 ・近年は洪水による避難勧告を発令した回数が少ない。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。 | ・地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記しているが、対象地域は明記していない。 ・近年は洪水による避難勧告を発令した回数が少ない。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。 | ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記してあり、対象地域も明記している。 ・近年は洪水による避難勧告を発令した回数が少ない。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。 | ○各市町と避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成している。 ○首長を対象としたセミナーを開催して河川水位と避難勧告等の発令実績が少なく、空振りの避難勧告等が多く発した場合に信憑性が薄れて避難率の低下が懸念される。 ○住民の確実な避難行動につながるような避難勧告等の発令になっていないか検査が必要である。 ●適切な内容が反映されたタイムラインは実行しているか、実洪水や訓練を踏まえた検査が必要である。 | D ●避難情報等の意味が住民に十分伝わっていないおそれがある。 ●洪水による避難勧告等の発令実績が少なく、空振りの避難勧告等が多く発した場合に信憑性が薄れて避難率の低下が懸念される。 ●住民の確実な避難行動につながるような避難勧告等の発令になっていないか検査が必要である。 ●適切な内容が反映されたタイムラインは実行しているか、実洪水や訓練を踏まえた検査が必要である。 |
| ライブ映像の提供 | ・ホームページで河川カメラの静止画像を提供している。 ・各市町に光ファイバーを利用して河川カメラの動画を提供している。 ・NHKに河川カメラの動画を提供している。 | | | | | ○大隅河川国道事務所では、ホームページで河川カメラの画像を提供している。 ○各市町に光ファイバーを利用して河川カメラの映像を提供している。 ○洪水の緊迫感を伝えるため、河川カメラの映像をNHKに提供している。 | E ●河川カメラの映像において、民法放送局と映像提供に関する枠組みが整備されていない。 | |
| 肝属川における地形特性について | | | | | | ○上流部に標高1,000mを越える急峻な山地があり河床勾配が急なため、河川の水位上昇が急激である。 | F ●急激な水位上昇に対する、迅速・適切な情報収集・発信がとれないおそれがある。 | |

①洪水時の情報発信に関する事項

| 項目 | 国 | 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県 | 鹿屋市 | 肝付町 | 東串良町 | 現状と課題 | |
|-----------|---|----------|---|---|---|---|---|--------|
| 避難場所・避難経路 | | | <ul style="list-style-type: none"> 県の洪水予報河川等については浸水想定区域、基準水位観測所の水位設定の見直しを行っている。また、自治体のハザードマップを作成を支援している。(肝属川水系は該当河川なし) | <ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所・避難所は指定しており、施設計画規模の洪水に対する防災マップ等により周知している。 施設計画規模の洪水に対する浸水想定区域内に一部の避難所がある。 一部の地区でマイハザードマップを作成し、住民の避難所までの避難道路の検討を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所・避難所は指定しており、施設計画規模の洪水に対する防災マップにより周知している。 施設計画規模の洪水に対する浸水想定区域内に一部の避難所がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所・避難所は指定しており、施設計画規模の洪水に対する防災マップにより周知している。 施設計画規模の洪水に対する浸水想定区域内に一部の避難所がある。 一部の地区でマイハザードマップ、地区防災計画を策定し、住民の避難所までの避難経路の検討を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 各市町は、緊急避難所を指定し、ハザードマップに記載しマップの配布を行っており、また一部の地区でマイハザードマップを作成し、避難経路の選定を行っている。 肝付町においては、一部の地区で地区防災計画を作成し、避難経路の検討を行っている。 <p>●各市町では想定し得る最大規模の降雨に対して、避難所と避難経路の再検討が必要である。</p> | G H |

②地域住民の防災意識に関する事項

| 項目 | 国 | 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県 | 鹿屋市 | 肝付町 | 東串良町 | 現状と課題 | |
|---------------|---|----------|---|--|--|--|---|---|
| 想定される浸水リスクの周知 | | | <ul style="list-style-type: none"> 施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し公表する等、市町が作成するハザードマップの作成支援を実施している。 想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成していない。 | <ul style="list-style-type: none"> 施設計画規模の降雨を対象としたハザードマップを作成し、市ホームページで周知している。 想定し得る最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成していない。 | <ul style="list-style-type: none"> 施設計画規模の降雨を対象としたハザードマップを作成し、町ホームページで周知している。 想定し得る最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成していない。 | <ul style="list-style-type: none"> 施設計画規模の降雨を対象としたハザードマップを作成し、町ホームページで周知している。 想定し得る最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成していない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○鹿屋市、肝付町、東串良町は計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップの作成、配布を行っている。 ○大隅河川国道事務所では、肝属川における計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図をホームページ等で公表している。 <p>●想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図が未公表である。</p> <p>●鹿屋市、肝付町、東串良町は、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップとなっていない。</p> | I |
| 自主防災組織について | | | | <ul style="list-style-type: none"> 全ての地区で自主防災組織が組織されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 約9割の地区で自主防災組織が組織されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 約7割の地区で自主防災組織が組織されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係市町では約7割以上で自主防災組織が組織されている。 <p>●自主防災組織が組織されていない地区がある。</p> <p>●自主防災組織が組織されているが、近年大きな災害を受けていないため、活動も低下し、災害時に正しく機能しないおそれがある。</p> <p>●自主防災組織を支えるバックアップ体制が十分に機能していないおそれがある。</p> | J |
| 地域住民の危機意識について | | | | <ul style="list-style-type: none"> 近年大規模な浸水被害をうけていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 近年大規模な浸水被害をうけていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 近年大規模な浸水被害をうけていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○近年大規模な浸水被害をうけていない。 <p>●災害に対するリスクの共有、周知が十分なされていないおそれがある。</p> <p>●近年大きな災害をうけていないため、住民の防災意識が低く、自らリスクを察知せず、避難行動をとらないおそれがある。</p> <p>●災害経験者の高齢化により、水害の歴史や防災技術の伝承ができず、地域の防災力の低下が懸念される。</p> | K |

③水防活動及びハード対策に関する事項

| 項目 | 国 | 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県 | 鹿屋市 | 肝付町 | 東串良町 | 現状と課題 | |
|----------------------------|--|---|---|--|--|--|--|------------------|
| 河川水位等に係わる情報提供 | ・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、事務所長から各市町に情報伝達(ハットライナー)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通して伝達している。 | ・鹿児島県河川砂防情報システムにより雨量、水位等の情報をついてリアルタイムにて提供。(肝属川水系では雨量局のみ) ・スマートフォンに対して、きめ細かな防災情報についてH27年4月から提供開始。 | ・河川水位の上昇が予想されるときは市内河川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、観測サイトにて情報収集をする。 ・スマートフォンに対して、きめ細かな防災情報についてH27年4月から提供開始。 | ・河川水位の上昇が予想されるときは市内河川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、観測サイトにて情報収集をする。 ・河川を管轄する水防団(消防団)については、市と団本部が連絡を取り情報提供を行っている。 | ・河川水位の上昇が予想されるときは市内河川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、観測サイトにて情報収集をする。 ・河川を管轄する水防団(消防団)については、町と各水防団(消防団)が連絡を取り情報提供を行っている。 | ・河川水位の上昇が予想されるときは市内河川に設置された水位観測地点を関係機関と連携し、観測サイトにて情報収集をする。 ・河川を管轄する水防団(消防団)については、町と各水防団(消防団)が連絡を取り情報提供を行っている。 | ○各市町は河川を管轄する水防団(消防団)に水位情報の提供を行っている。 ○大隅河川国道事務所では直轄河川における基準水位観測所で水位により「水防警報」を発令している。 ○大隅河川国道事務所では直轄河川における基準水位観測所等のカメラ画像をホームページで発信している。 | L |
| 河川巡視について | ・出水前に、自治体、水防団(消防団)等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、災害協定業者による河川巡視を実施。 ・河川巡視等で堤防の変更を発見した場合は、事務所長から各市町に情報伝達(ハットライナー)をしている。 | ・肝属川の指定区間については、肝属川本川や境川、塩入川等左右岸約80kmの箇堤部等を年2回堤防点検を行うこととしている。 | ・水防団(消防団)のうち、河川を管轄する分団は出動指令を受けて巡視、詰所待機を実施している。 | 平常時は毎年行われている肝属川重要水防箇所合同巡視に参加している。 出水時は各水防団員の受持ち町、門等の周辺については目視による巡視を行っている。 | 各水防団の受け持ち区間があり、出動命令を受けて巡視を実施する | ○各市町は、水防警報の発令を基に水防団(消防団)へ連絡を行い巡視等を行っている。 ○大隅河川国道事務所と災害協定を締結している建設業者が出水時に巡視を行っている。 ○大隅河川国道事務所で実施する河川巡視等で堤防の変更等を発見した場合は、各市町に情報提供している。 | ●河川巡視等で得られた情報について、情報共有が十分に出来ていないおそれがある。 | M |
| 水防団(消防団)について | | | ・女性団員の確保等水防行動の後方支援を行っている。 ・高齢化が進んでいる分団がある。 | ・水防団(消防団)員数が規定の人数に達していない分団がある。 ・高齢化が進んでいる分団がある。 | ・女性団員の確保等水防行動の後方支援を行っている。 ・水防団(消防団)員数が規定の人数に達していない分団がある。 | ○女性団員の確保等水防行動の後方支援を行い、組織の内容の充実を図っている。 ○水防団(消防団)員数が規定の人数に達していない分団がある。 ○高齢化が進んでいる分団がある。 | ●近年大きな災害を受けていないことから、災害時に迅速な水防工法が実施できないおそれがある。 ●規定の人数に達していない分団や高齢化が進んでいることから、水防団(消防団)の確保が困難になってしまっている。 ●水防団(消防団)だけでは対応しきれない状況が発生することが想定される。 | N |
| 避難誘導体制 | | | 事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、水防団(消防団)により避難誘導に努めている。 | 事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、各地区毎に誘導責任者を定めて、水防団(消防団)と連携して避難誘導に努めている。 | 事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、職員・水防団(消防団)・自主防災組織が連携し、避難誘導に努めている。 | ○各市町とも事前に避難誘導が必要な方の把握を行い、水防団(消防団)により避難誘導が出来るか、懸念がある。 ●配慮者等の避難支援や避難誘導体制が十分に機能していないおそれがある。 | ●近年大きな災害を受けていないため、災害時にスムーズな避難誘導が出来るか、懸念がある。 ●配慮者等の避難支援や避難誘導体制が十分に機能していないおそれがある。 | O |
| 水防資機材の整備状況 | ・事務所、出張所、水防倉庫、防災ステーションや堤防測量等の水防資機材を備蓄している。 ・合同巡視等で防災担当者等と備蓄状況を確認している。 | ・大隅地域振興局庁舎に土臺や杭木等水防資機材を備蓄している。 | ・地区毎に水防倉庫を設置し、資機材を確保している。 ・年1回資機材の確認を行っている。 | ・地区毎に水防倉庫を設置し、資機材を確保している。 ・年1回資機材の確認を行っている。 | ・各消防団詰所に水防倉庫を設置し、資機材を確保している。 ・年1回資機材の確認を行っている。 | ○備蓄し、防災関係機関と情報共有している。 ○不足する資機材は業者と協定を締結し資材の提供を受ける体制を整えている。 | ●水防資機材において、各水防団(消防団)間や河川管理者との備蓄情報の共有が十分ではなく、適切な水防活動に懸念がある。 | P |
| 庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 | ・大隅河川国道事務所・高山出張所は施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図において、浸水が想定される区域内に位置している。 ・浸水対策として、大隅河川国道事務所は、防水版を整備済みである。高山出張所は執務室が2Fのため業務への影響はない。 | ・大隅地域振興局は、施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図では、浸水対象区域外である。 | ・施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図では、浸水対象外である。 | ・府舎が施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図において、浸水が想定される区域内に位置している。 | ・施設計画規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図では、浸水対象外である。 | ○鹿屋市串良総合支所及び肝付町役場は計画規模の降雨による浸水想定区域内にある。 ○大隅河川国道事務所や高山出張所は計画規模の降雨による浸水想定区域内にあるため、浸水対策を実施している。 | ●施設規模の降雨や想定される最大規模の降雨の浸水に対して浸水対策等が十分に検討されていない。 | Q |
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | ・災害時、国より排水ポンプ車を派遣し、排水活動を支援している。 | | ・浸水が予想される地区に、事前に排水ポンプを設置している。 | H28にエンジンポンプ(Φ150)を1基購入予定。今後は必要に応じて順次整備予定。 | ・浸水が予想される地区に、事前に排水ポンプを設置している。 | ○各市町において、可搬式小型ポンプを浸水箇所に派遣し対応している。 ○大隅河川国道事務所では、配置計画に基づき排水ポンプ車を派遣し排水活動を支援している。 | ●現状の配置計画では、想定し得る最大規模の降雨を対象とした大規模浸水に対し、確実な民避難や早期の社会機能回復に十分対応できない懸念がある。 | R |
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 | ・「肝属川水系河川整備計画【国管理区間】」に基づき、河道掘削及びシラス堤対策工事を等を実施している。 | ・「肝属川水系河川整備計画【甫木川鹿児島県知事管理区間】」に基づき、甫木川、塩入川において築堤及び河道掘削工事を実施している。 | | | | ○鹿児島県においては、「肝属川水系河川整備計画【甫木川鹿児島県知事管理区間】」に基づき、甫木川、塩入川で築堤及び河道掘削工事を実施している。 ○大隅河川国道事務所においては、「肝属川水系河川整備計画【国管理区間】」に基づき、河道掘削及びシラス堤対策工事を実施している。 ○中下流部は堤内地が浸水しやすいため、堤防天端は水防活動や災害対応の重要な進入路となっている。 ○多くの河川管理施設(樋管等)があり定期的に点検・整備を行っている。 | ●本川上流部及び支川の一部で流れ能力を不足している区間があり、洪水により氾濫が発生した場合は甚大な被害が発生するおそれがある。 ●堤防の多くが流水の侵食等を受けやすいシラスで造成されており、堤防の質的な安全性が低く、堤防決壊等の甚大な被害が生じるおそれがある。 ●堤防天端幅が狭い箇所があり、円滑な水防活動に支障が生じるおそれがある。 ●昭和30年代～50年代にかけて施工された構造物が多く老朽化が懸念される。 | S T U V |

肝属川における概ね5年間で実施する取組

参考資料-2

| 項目 | 事項 | 内容 | 課題の対応 | 実施する機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|---|-----------|--------|----|-------------------|-----------|---------------------|-----------|--------------------|-----------|-----|----|------|---|---|----------------------------------|-----------|--|--|-------------------|--------|--|--|--|--|--|--|--|----------------------------------|------------------|-------------------|-------------------------|--------|--|--|--|---------------------|-----------|--------------------|-----------|--|--|--|--|---|------------------------------|--------|--|--|--------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------|---|---|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|--------------------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 大隅河川国道 | 時期 | 気象台 | 時期 | 鹿児島県 | 時期 | 鹿屋市 | 時期 | 肝付町 | 時期 | 東串良町 | 時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) ハード対策の主な取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■洪水を安全に流すためのハード対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>流下能力対策(河道掘削等)</td> <td>S</td> <td>始良川の河道掘削</td> <td>引き続き実施</td> <td></td> <td></td> <td>甫木川、塩入川の築堤及び河道掘削等</td> <td>引き続き実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸透対策(シラス堤防の質的強化)</td> <td>T</td> <td>肝属川、串良川、高山川の堤防質的強化(川裏側)</td> <td>引き続き実施</td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | | 流下能力対策(河道掘削等) | S | 始良川の河道掘削 | 引き続き実施 | | | 甫木川、塩入川の築堤及び河道掘削等 | 引き続き実施 | | | | | | | | | 浸透対策(シラス堤防の質的強化) | T | 肝属川、串良川、高山川の堤防質的強化(川裏側) | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流下能力対策(河道掘削等) | S | 始良川の河道掘削 | 引き続き実施 | | | 甫木川、塩入川の築堤及び河道掘削等 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浸透対策(シラス堤防の質的強化) | T | 肝属川、串良川、高山川の堤防質的強化(川裏側) | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■危機管理型ハード対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>堤防川裏法尻の補強</td> <td>S</td> <td>串良川、高山川の川裏法尻補強</td> <td>H28年度から実施</td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | | 堤防川裏法尻の補強 | S | 串良川、高山川の川裏法尻補強 | H28年度から実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堤防川裏法尻の補強 | S | 串良川、高山川の川裏法尻補強 | H28年度から実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■避難、水防、緊急排水等復旧に資する基盤等の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>地域住民の迅速な避難の目安となる川の警告灯の検討・設置</td> <td>F</td> <td>川の警告灯の検討・設置</td> <td>引き続き実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>急激な水位上昇を把握するため、上流部に設置する水位計の検討・設置</td> <td>F</td> <td>上流部に設置する水位計の検討・設置</td> <td>H29年度から実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>きめ細やかな河川情報を提供するためリスクの高い箇所への河川カメラもしくは簡易水位計等の検討・設置</td> <td>L</td> <td>水位計やCCTVカメラの設置箇所について改めて検討・設置</td> <td>引き続き実施</td> <td></td> <td></td> <td>量水標の設置について検討</td> <td>H29年度から実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切な水防活動等を目的とした、堤防拡幅の検討・整備</td> <td>U</td> <td>大型車両の離合等水防活動をスムーズに行えるよう堤防天端の拡幅について検討・整備</td> <td>引き続き実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時に早急かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画に基づく釜場の検討・設置</td> <td>R</td> <td>迅速にポンプ設置を可能とするためポンプ薦場の設置を検討・設置</td> <td>H28年度から実施</td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | | 地域住民の迅速な避難の目安となる川の警告灯の検討・設置 | F | 川の警告灯の検討・設置 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | 急激な水位上昇を把握するため、上流部に設置する水位計の検討・設置 | F | 上流部に設置する水位計の検討・設置 | H29年度から実施 | | | | | | | | | | | | きめ細やかな河川情報を提供するためリスクの高い箇所への河川カメラもしくは簡易水位計等の検討・設置 | L | 水位計やCCTVカメラの設置箇所について改めて検討・設置 | 引き続き実施 | | | 量水標の設置について検討 | H29年度から実施 | | | | | | | | 適切な水防活動等を目的とした、堤防拡幅の検討・整備 | U | 大型車両の離合等水防活動をスムーズに行えるよう堤防天端の拡幅について検討・整備 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | 緊急時に早急かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画に基づく釜場の検討・設置 | R | 迅速にポンプ設置を可能とするためポンプ薦場の設置を検討・設置 | H28年度から実施 | | | | | | | | | | | |
| 地域住民の迅速な避難の目安となる川の警告灯の検討・設置 | F | 川の警告灯の検討・設置 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 急激な水位上昇を把握するため、上流部に設置する水位計の検討・設置 | F | 上流部に設置する水位計の検討・設置 | H29年度から実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| きめ細やかな河川情報を提供するためリスクの高い箇所への河川カメラもしくは簡易水位計等の検討・設置 | L | 水位計やCCTVカメラの設置箇所について改めて検討・設置 | 引き続き実施 | | | 量水標の設置について検討 | H29年度から実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適切な水防活動等を目的とした、堤防拡幅の検討・整備 | U | 大型車両の離合等水防活動をスムーズに行えるよう堤防天端の拡幅について検討・整備 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急時に早急かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画に基づく釜場の検討・設置 | R | 迅速にポンプ設置を可能とするためポンプ薦場の設置を検討・設置 | H28年度から実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■施設の確実な機能確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>洪水時に適切な施設運用が出来るよう、河川管理施設の定期的な状態監視及び老朽化対策の実施</td> <td>V</td> <td>監視結果による老朽箇所の対策を実施し河川管理施設の機能維持を図る</td> <td>引き続き実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庁舎等の防災拠点施設の機能確保を図るために耐水化等の検討</td> <td>Q</td> <td>非常用電源等耐水化の必要性を検討</td> <td>H29年度から実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>串良総合支所における庁舎の浸水対策検討</td> <td>H29年度から実施</td> <td>肝付町役場における庁舎の浸水対策検討</td> <td>H29年度から実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | | 洪水時に適切な施設運用が出来るよう、河川管理施設の定期的な状態監視及び老朽化対策の実施 | V | 監視結果による老朽箇所の対策を実施し河川管理施設の機能維持を図る | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | 庁舎等の防災拠点施設の機能確保を図るために耐水化等の検討 | Q | 非常用電源等耐水化の必要性を検討 | H29年度から実施 | | | | | 串良総合支所における庁舎の浸水対策検討 | H29年度から実施 | 肝付町役場における庁舎の浸水対策検討 | H29年度から実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洪水時に適切な施設運用が出来るよう、河川管理施設の定期的な状態監視及び老朽化対策の実施 | V | 監視結果による老朽箇所の対策を実施し河川管理施設の機能維持を図る | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庁舎等の防災拠点施設の機能確保を図るために耐水化等の検討 | Q | 非常用電源等耐水化の必要性を検討 | H29年度から実施 | | | | | 串良総合支所における庁舎の浸水対策検討 | H29年度から実施 | 肝付町役場における庁舎の浸水対策検討 | H29年度から実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 事項 | 内容 | 課題の対応 | 実施する機関 | | | | | | | | | | | | |
|--|----|--|-------|--|-----------|------------------|-----------|------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|------------------|-----------------------------------|---------------|--|--|
| | | | | 大隅河川国道 | 時期 | 気象台 | 時期 | 鹿児島県 | 時期 | 鹿屋市 | 時期 | 肝付町 | 時期 | | | |
| 2)ソフト対策の主な取り組み ①地域住民が的確に避難行動を行えるように、迅速かつ的確でわかりやすい情報発信に関する取組 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■防災情報の確実な伝達 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 避難情報等を確実に届けるため戸別端末による防災行政無線の普及 | A | | | | | | | 未設置者への防災行政無線の普及 | 引き続き実施 | | | | | |
| | | 避難情報等を確実に届けるためコミュニティFMを活用したラジオ放送及びブッシュ型スマートフォン用アプリの整備、普及 | A | | | | | | | スマートフォンアプリの普及 | 引き続き実施 | スマートフォンアプリの検討・整備 | H29年度から実施 | | | |
| ■適切なタイミングでの情報発信 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 確実な避難を促すための、避難勧告の発令に着目したタイムラインの検証・見直し | D | タイムラインの検証・見直し | H28年度から実施 | タイムラインを支援する情報の提供 | H29年度から実施 | | | タイムラインの検証・見直し | H28年度から実施 | タイムラインの検証・見直し | H28年度から実施 | タイムラインの検証・見直し | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■視覚的にわかりやすい情報発信 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 洪水の緊迫感を伝えるため、民放放送局と河川カメラのライブ映像提供協定の締結 | E | 河川カメラのライブ映像提供 | H28年度から実施 | | | | | | | | | | | |
| | | 簡易水位計や河川カメラによるきめ細やかな河川情報の提供 | F L | 簡易水位計や河川カメラの設置 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | |
| | | 地域住民の迅速な避難の目安となる川の警告灯の検討 | F | 川の警告灯の検討・設置 | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | |
| ■浸水区域等のリスク情報の周知 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地域住民の確実な避難を行うために想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域及び浸水シミュレーションの検討・公表 | I | 想定される最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図び浸水シミュレーションの検討・公表 | H28年度に実施 | | | | | | | | | | | |
| | | 地域住民の確実な避難を行うために、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップの作成・周知 | I | 想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップの作成支援 | H29年度から実施 | | | | 想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップの作成・周知 | H29年度から実施 | 想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップの作成・周知 | H31年度から実施 | 想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップの作成・周知 | | | |
| | | 地域住民が安全に避難するために、浸水範囲内にある避難所及び避難経路の見直し検討 | G H | 浸水範囲内にある避難所及び避難経路の見直し検討支援 | H29年度から実施 | | | | 浸水範囲内にある避難所及び避難経路の見直し検討 | H29年度から実施 | 浸水範囲内にある避難所及び避難経路の見直し検討 | H31年度から実施 | 浸水範囲内にある避難所及び避難経路の見直し検討 | | | |

| 項目 | 事項 | 内容 | 課題の対応 | 実施する機関 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------|---|-----------|----------------------------|-----------|----------------------------|-----------|---|-----------|---|-----------|--|--|--|--|
| | | | | 大隅河川国道 | 時期 | 気象台 | 時期 | 鹿児島県 | 時期 | 鹿屋市 | 時期 | 肝付町 | 時期 | | | |
| ②ソフト対策の主な取り組み ②地域住民の水防災に関する危機意識を再構築するための、水防災学習・教育や自主防災組織支援等に関する取組 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■水防災を意識する社会の醸成のための支援 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 河川協力団体と連携した住民目線での啓発活動の実施 | A B D K | 出前講座や河川協力団体と連携した水防災意識再構築のための啓発活動の実施 河川協力団体と連携した防災意識調査・分析 | 引き続き実施 | 水防災意識再構築のための啓発活動の実施 | 引き続き実施 | 水防災意識再構築のための啓発活動の実施 | 引き続き実施 | 水防災意識再構築のための啓発活動の実施 | 引き続き実施 | 水防災意識再構築のための啓発活動の実施 | 引き続き実施 | 水防災意識再構築のための啓発活動の実施 | | | |
| | 教育機関等と連携した水防災学習・教育の実施 | A B D K | 教育関係機関と連携した水防災教育・学習の実施 防災教育教材の充実 | H29年度から実施 | 教育関係機関と連携した水防災教育・学習の支援 | H29年度から実施 | 教育関係機関と連携した水防災教育・学習の支援 | H29年度から実施 | 教育関係機関と連携した水防災教育・学習の支援 | H29年度から実施 | 教育関係機関と連携した水防災教育・学習の支援 | H29年度から実施 | 教育関係機関と連携した水防災教育・学習の支援 | | | |
| | 地域住民が安全に避難出来るよう、マイハザードマップ検討・作成の支援 | G H | マイハザードマップ検討・作成支援 | 引き続き実施 | | | | | マイハザードマップの検討・作成 | 引き続き実施 | | | マイハザードマップの検討・作成 | | | |
| | 地域住民が安全に避難出来るよう、地区防災計画の推進・支援 | G H | 地区防災計画の推進・支援 | 引き続き実施 | | | | | | | 地区防災計画の推進 | 引き続き実施 | | | | |
| | 水防災をテーマとしたパネル展示等の啓発活動の実施 | K | 防災をテーマとしたパネルの作成及び展示 | H28年度から実施 | 防災をテーマにしたパネルの展示 | H29年度から実施 | 防災をテーマにしたパネルの展示 | H29年度から実施 | 防災をテーマにしたパネルの展示 | H29年度から実施 | 防災をテーマにしたパネルの展示 | H29年度から実施 | 防災をテーマにしたパネルの展示 | | | |
| | 浸水実績をわかりやすく周知するために過去の洪水による浸水深を地域に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の実施・支援 | K | 「まるごとまちごとハザードマップ」作成に向けた支援 | H29年度から実施 | | | | | 「まるごとまちごとハザードマップ」の検討・作成 | H29年度から実施 | 「まるごとまちごとハザードマップ」の検討・作成 | H29年度から実施 | 「まるごとまちごとハザードマップ」の検討・作成 | | | |
| | ■自主防災組織等への支援 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイザー育成のための講習会等の実施 | C J | 自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイザー育成のための講習会等の実施 | 引き続き実施 | | | | | 自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイザー育成のための講習会等の実施 | 引き続き実施 | 自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイザー育成のための講習会等の実施 | 引き続き実施 | 自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイザー育成のための講習会等の実施 | | | |
| | 災害時に迅速な避難が出来るよう、地域の防災リーダー育成や自主防災組織の育成・強化・支援 | J | 出前講座による防災教育の実施 | 引き続き実施 | 出前講座による防災教育や防災担当者に対する研修の実施 | 引き続き実施 | 出前講座による防災教育や防災担当者に対する研修の実施 | 引き続き実施 | 地域の防災リーダー育成のために研修等への参加未組織の地区について自主防災組織の推進 | 引き続き実施 | 地域の防災リーダー育成のために研修等への参加未組織の地区について自主防災組織の推進 | 引き続き実施 | 地域の防災リーダー育成のために研修等への参加 | | | |

| 項目 | 事項 | 内容 | 課題の対応 | 実施する機関 | | | | | | | | | | | | |
|---|----|---|-------|--|-----------|-------------------------|-----------|----------------------------------|-----------|--|-----------|--|-----------|--|--|--|
| | | | | 大隅河川国道 | 時期 | 気象台 | 時期 | 鹿児島県 | 時期 | 鹿屋市 | 時期 | 肝付町 | 時期 | | | |
| 2)ソフト対策の主な取り組み ③地域住民が安心して暮らせるよう、ハード対策や確実な水防活動が行える訓練等のソフト対策に関する取組 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■関係機関及び地域住民と実施する訓練等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 防災担当職員の防災技術力向上と流域内の関係機関の連携強化を目的とした防災訓練や勉強会の実施 | C | 防災担当者を一堂に会した防災訓練や講習会の実施 | H28年度から実施 | 防災担当者を一堂に会した防災訓練や講習会の実施 | H28年度から実施 | 防災担当者を一堂に会した防災訓練や講習会の実施 | H28年度から実施 | 防災担当者を一堂に会した防災訓練や講習会の実施 | H28年度から実施 | 防災担当者を一堂に会した防災訓練や講習会の実施 | H28年度から実施 | | | |
| | | 水防技術伝承のための水防団(消防団)員の災訓練等の実施 | N | 水防団(消防団)員の技術伝承のための、防災訓練の実施 | 引き続き実施 | | | | | 水防団(消防団)員の技術伝承のための、防災訓練の実施 | 引き続き実施 | 水防団(消防団)員の技術伝承のための、防災訓練の実施 | 引き続き実施 | | | |
| | | 災害時に迅速な避難誘導が出来るよう、関係機関と自主防災組織等が連携した要配慮者等の避難訓練への支援 | O | 自主防災組織等と連携した要配慮者等の避難訓練への支援 | 引き続き実施 | | | | | 自主防災組織等と連携した要配慮者等の避難訓練の実施 | 引き続き実施 | 自主防災組織等と連携した要配慮者等の避難訓練の実施 | 引き続き実施 | | | |
| | | 浸水想定区域内にある病院や地元企業に対して、被害が最小となるための自主防災力向上のための支援 | Q | 浸水想定区域内にある病院や地元企業のBCP作成や訓練実施の支援 | H29年度から実施 | | | | | 浸水想定区域内にある病院や地元企業と連携した訓練の実施 | H29年度から実施 | 浸水想定区域内にある病院や地元企業と連携した訓練の実施 | H29年度から実施 | | | |
| ■確実な水防活動への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 適切な水防団(消防団)人員の確保 | N | | | | | | | 市報を活用した水防団(消防団)人員の募集 | 引き続き実施 | 町報を活用した水防団(消防団)人員の募集 | H29年度から実施 | | | |
| | | 水防協力協定等企業(地元建設業等)と連携した水防活動の実施 | N | | | | | | | 水防協力協定の実施 | 引き続き実施 | 水防協力協定の実施 | 引き続き実施 | | | |
| | | 適切な水防活動を行うための、保有水防資機材の定期的な点検確認と情報共有 | P | 合同巡視等で必要な水防資機材の確認、補充及び関係機関間の情報共有 | 引き続き実施 | | | 合同巡視等で必要な水防資機材の確認、補充及び関係機関間の情報共有 | 引き続き実施 | 合同巡視等で必要な水防資機材の確認、補充及び関係機関間の情報共有 | 引き続き実施 | 合同巡視等で必要な水防資機材の確認、補充及び関係機関間の情報共有 | 引き続き実施 | | | |
| | | 堤防の変状等河川巡視結果をリアルタイムで共有するためのシステム検討 | M | 相互接続した専用光ケーブルを利用し、大隅河川国道と3市町でリアルタイムの情報共有 | 引き続き実施 | | | | | 相互接続した専用光ケーブルを利用し、大隅河川国道と鹿屋市でリアルタイムの情報共有 | 引き続き実施 | 相互接続した専用光ケーブルを利用し、大隅河川国道と肝付町でリアルタイムの情報共有 | 引き続き実施 | | | |
| | | 大規模浸水被害発生時に水防活動等の拠点となる施設の検討(既存施設含む) | P | 大規模浸水被害発生時に水防活動等の拠点となる施設の検討(既存施設含む) | H29年度から実施 | | | | | 大規模浸水被害発生時に水防活動等の拠点となる施設の検討 | H29年度から実施 | 大規模浸水被害発生時に水防活動等の拠点となる施設の検討 | H29年度から実施 | | | |
| ■大規模災害時における排水施設の適切な運用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 緊急時に早急かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画の検討 | R | 大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画及び釜場の検討・設置 | H28年度から実施 | | | | | 大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画の検討 | H28年度から実施 | 大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画の検討 | H28年度から実施 | | | |

概ね5年間で達成すべき取組の既存事例比較

| 都道府県等管轄河川での取組の進め方 <参考>国管理河川における協議会での取組内容 (平成28年10月7日 通知) | | 川内川水防災意識社会再構築協議会 (平成28年6月10日 第2回協議会) | 肝属川水防災意識社会再構築協議会 (平成28年8月16日 第2回協議会) |
|--|---|---|--|
| 目標 | 実施内容 | 目標 | 実施内容 |
| ①円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するための目標 | 1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定 | 住民自らが避難行動をとり、地域の活力を支えることができる「川内川水害に強い地域づくり」を目指す。 | いつかくる大規模水害に備え水害に負けない強い大隅地域づくり |
| 項目・事項 | 取組内容 | 項目・事項 | 実施内容 |
| 1)円滑かつ迅速な避難のための取組 | ①情報伝達、避難計画等に関する事項 | 1. 迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | ※項目・事項はオリジナルで作成 |
| | ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定 | 1)情報伝達、避難計画等に関する事項 | 確実な避難を促すための、避難勧告の発令に着目したタイムラインの検証・見直し |
| | ・隣接市町村における避難場所の設定 | ①タイムラインを策定 | — |
| | ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善 | ②洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定 | 地域住民が安全に避難するために、浸水範囲内にある避難所及び避難経路の見直し検討 |
| | 等 | ③隣接市町村における避難場所の設定 | 避難情報等を確実に届けるため戸別端末による防災行政無線の普及 |
| | ②平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | — | 避難情報等を確実に届けるためコミュニティFMを活用したラジオ放送及びブック型スマートフォン用アプリの整備、普及 |
| | ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 | — | — |
| | ・ハザードマップの改良と周知 | — | — |
| | ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知 | — | — |
| | ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施 | ⑤効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報を実施 | 地域住民の確実な避難を行うために想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域及び浸水シミュレーションの検討・公表 |
| | 等 | — | — |
| ③円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項 | ③) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項 | ②水位計・CCTVの整備 | 地域住民が実際に避難出来るよう、マイハザードマップ検討・作成の支援 |
| ・水位計・CCTVの整備 | | ③決壍までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 | 浸水実績をわかりやすく周知するために過去の洪水による浸水深を地域に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の実施・支援 |
| ・決壍までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 | | ④防災ステーションの整備 | 洪水の緊迫感を伝えるため、民放放送局と河川カメラのライブ映像提供協定の締結 |
| ・防災ステーションの整備 | | ①円滑かつ迅速な避難に資する施設整備の実施 | 簡易水位計や河川カメラによるきめ細やかな河川情報の提供 |
| ・避難経路の整備 | | — | 河川協力団体と連携した住民目録での啓発活動の実施 |
| 等 | | — | 地域住民が安全に避難出来るよう、地区防災計画の推進・支援 |
| 2)的確な水防活動のための取組 | 2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | 急激な水位上昇を把握するため、上流部に設置する水位計の検討・設置 | |
| ①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 | 1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 | きめ細やかな河川情報を提供するためリスクの高い箇所への河川カメラもしくは簡易水位計等の検討・設置 | |
| ・重要水防箇所の見直し | — | 浸透対策(シラス堤防の質的強化) | |
| ・水防に関する広報の充実 | — | 堤防川裏法尻の補強 | |
| ・水防資機材の整備 | — | 大規模浸水被害発生時に水防活動等の拠点となる施設の検討 | |
| ・水防訓練の充実 | — | — | |
| 等 | ①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 流下能力対策(河道掘削等) | |
| | ②関係機関(自治体・水防団等)による合同巡回の実施(共同点検) | 地域住民の迅速な避難の目安となる川の警告灯の検討 | |
| | — | 堤防の変状等河川巡回結果をリアルタイムで共有するためのシステム検討 | |
| | ①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 適切な水防活動等を目的とした、堤防抜幅の検討・整備 | |
| | ②関係機関(自治体・水防団等)による合同巡回の実施(共同点検) | 緊急時に早急かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画に基づく釜場の検討・設置 | |
| ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 | 2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 | — | |
| ・施設の関係者への情報伝達の充実 | ③当該施設の関係者への情報伝達の充実 | — | |
| ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実 | ④庁舎等の耐水化 | 教育機関等と連携した水防災学習・教育の実施 | |
| 等 | ①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 水防災をテーマとしたパネル展示等の啓発活動の実施 | |
| | ②大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策の啓発 | 適切な水防活動を行うための、保有水防資機材の定期的な点検確認と情報共有 | |
| ③氾濫水の排水、施設運用等に関する取組 | 3. 生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | — | |
| ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善 | ①排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備するとともに訓練実施 | 自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイザー育成のための講習会等の実施 | |
| ・排水施設の整備及び耐水化 | ②排水施設の耐水化 | 災害時に迅速な避難が出来るよう、地域の防災リーダー育成や自主防災組織の育成・強化・支援 | |
| ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化 | ③ダムの危機管理型の運用方法の高度化 | 防災担当職員の防災技術向上と流域内の関係機関の連携強化を目的とした防災訓練や勉強会の実施 | |
| 等 | — | 水防技術伝承のための水防団(消防団)員の災訓練等の実施 | |
| | — | 災害時に迅速な避難誘導が出来るよう、関係機関と自主防災組織等が連携した要配慮者等の避難訓練の実施 | |
| | — | 浸水想定区域内にある病院や地元企業に対して、被害が最小となるための自主防災力向上のための支援 | |
| | — | 適切な水防団(消防団)人員の確保 | |
| | — | 水防協力協定等企業(地元建設業等)と連携した水防活動の実施 | |

◆地域における現状・課題分析シート

①洪水時の情報発信に関する事項

| 項目 | 国 | 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県 | ○○市・町 | ○○市・町 | ○○市・町 | 現状と課題(取りまとめ) |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 住民等への情報伝達の体制や方法 | 【現状】 【課題】 |
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング | 【現状】 【課題】 |
| 関係機関職員の防災人員について | 【現状】 【課題】 |
| 避難勧告等の発令 | 【現状】 【課題】 |
| ライブ映像の提供 | 【現状】 【課題】 |
| 肝属川における地形特性について | 【現状】 【課題】 |

①洪水時の情報発信に関する事項

| 項目 | 国 | 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県 | 〇〇市・町 | 〇〇市・町 | 〇〇市・町 | 現状と課題(取りまとめ) |
|-----------|------|----------|------|-------|-------|-------|--------------|
| 避難場所・避難経路 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 |
| | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 |

②地域住民の防災意識に関する事項

| 項目 | 国 | 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県 | 〇〇市・町 | 〇〇市・町 | 〇〇市・町 | 現状と課題(取りまとめ) |
|---------------|------|----------|------|-------|-------|-------|--------------|
| 想定される浸水リスクの周知 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 |
| | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 |
| 自主防災組織について | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 |
| | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 |
| 地域住民の危機意識について | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 | 【現状】 |
| | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 |

③水防活動及びハード対策に関する事項

| 項目 | 国 | 鹿児島地方気象台 | 鹿児島県 | ○○市・町 | ○○市・町 | ○○市・町 | 現状と課題(取りまとめ) |
|----------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 河川水位等に係わる情報提供 | 【現状】 【課題】 |
| 河川巡視について | 【現状】 【課題】 |
| 水防団(消防団)について | 【現状】 【課題】 |
| 避難誘導体制 | 【現状】 【課題】 |
| 水防資機材の整備状況 | 【現状】 【課題】 |
| 庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 | 【現状】 【課題】 |
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | 【現状】 【課題】 |
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 | 【現状】 【課題】 |